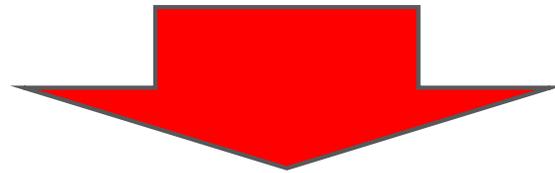


いじめ防止対策推進法

- ◆滋賀県大津市のいじめ自殺事案（平成23年）を受けて、議員立法により成立（平成25年6月公布、9月施行）
- ◆いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、国、地方公共団体、学校等が取り組むべき事項について定めるもの

いじめ防止対策推進法（第11条第1項）

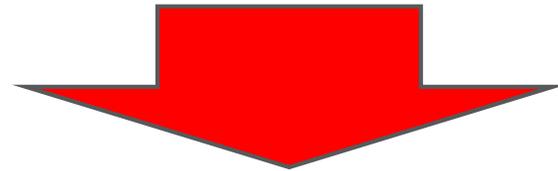
文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。



いじめの防止等のための基本的な方針
(平成25年10月策定)

いじめ防止対策推進法（第12条）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

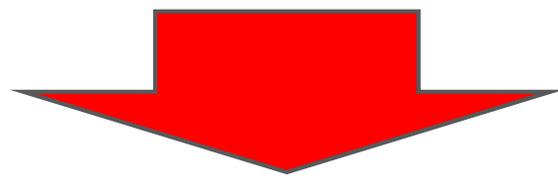


北海道いじめ防止基本方針
(平成26年8月策定)

釧路市いじめ防止基本方針
(平成28年度策定予定)

いじめ防止対策推進法（第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。



全市立小中高等学校において
「学校いじめ防止基本方針」策定済

釧路市いじめ防止基本方針（たたき台）の骨格

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

第2章 いじめの防止等のために釧路市が実施する施策

- 1 いじめ防止基本方針の策定と組織
- 2 釧路市が実施する主な施策

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置
- 2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態の報告
- 3 調査主体及び調査組織
- 4 事実関係を明確にするための調査
- 5 その他留意事項
- 6 調査結果の提供及び報告
- 7 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置